

中古住宅解体後の新築住宅建築補助金

芦屋町内の
中古住宅を購入し
建て替えると

最大 **100** 万円を

補助します。



芦屋で暮らす

芦屋町の住環境の保全とともに定住促進を図るため、中古住宅を購入、解体しての新築に90万円、町外からの転入者で中学生以下の子どもがいる場合は10万円を上乗せする、制度です。

期

令和 **10**年**2**月**29**日まで

※毎年度2月末日までに完了報告書を提出する必要があります

対象住宅

(以下のすべてに該当すること)

CHECK!

- ・中古住宅は、建築後20年以上の戸建住宅であること
 - ・新築住宅は、解体した住宅と同一敷地に建築すること
- ※ともに床面積が50㎡以上で、その2分の1以上が自己の居住のために使用されること

対象者

(①～⑤全てに該当すること)

CHECK!

- ①土地付き中古戸建住宅を購入し、2年以内にその住宅を建て替えて居住する人
- ②暴力団員等でない人
- ③町税等の滞納がないこと
- ④自治区に加入すること
- ⑤この補助金以外に、国、県又は他の団体等から中古住宅の取得及び解体後の新築住宅建築に係る補助金交付を受けていない者であること

補助額

CHECK!

- ①中古住宅の解体後、新築住宅を建築することに
対する補助90万円
 - ②転入世帯に中学生以下の子どもがいる場合は10万円
- ※1世帯につき10万円の支給

補助金交付の流れ



問い合わせ

芦屋町役場 環境住宅課 地域振興・交通係
〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL | 093-223-3539
FAX | 093-223-3927

裏面もご覧ください。



中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の流れ

申請に必要な書類



- ① 補助金交付申請書
- ② 中古住宅取得の売買契約書、領収書の写し
- ③ 解体工事の契約内容がわかるもの、及び解体家屋の閉鎖登記事項証明書の写し
- ④ 新築住宅建築の契約書、及び新築住宅の登記事項証明書の写し
- ⑤ 住民票(全員票)の写し ※1ヶ月以内に発行されたもの
- ⑥ 自治区所属証明書

① 芦屋町内で土地付き中古住宅を取得。

② 取得した中古住宅を解体し、同一敷地に新築住宅を建築。

※中古住宅は、築20年以上の住宅が条件。

→90万円の補助金

取得から
2年以内に
新築に建替え
居住する

③ 新築住宅に居住し、自治区に加入。

→転入者世帯で中学生以下の子どもがいる場合は10万円加算されます。

居住から
6ヶ月以内に
申請

④ 補助金の申請。

⑤ 町から決定通知を受領。

⑥ 補助金を指定口座に振り込みます。

問い合わせ

＼ 不明な点は、お気軽にご相談ください。 /
芦屋町役場 環境住宅課 地域振興・交通係

TEL | 093-223-3539 | FAX | 093-223-3927
〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号